

伐採跡地等調査規則を廃止する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十一号

伐採跡地等調査規則を廃止する規則

伐採跡地等調査規則（昭和二十六年一月奈良県規則第二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。